

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	4 8 9 5	受理年月日	令和 8 年 8 月 7 日
件 名	市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業（京都ポイント（きょうぽ））における申請方法の公平性確保		
要 旨	京都市が実施する市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業（京都ポイント（きょうぽ））は、税金を財源に、物価高対策として市民生活を支援することを目的に実施された給付事業のはずである。その性質上、対象となる市民が公平に利用できる制度として設計される必要がある。 しかしながら、本事業では京都市公式アプリの利用及びマイナンバーカードによる本人確認が基本的な手続とされており、上記カードを保有していない市民にとっては、給付を受けるために上記カードの取得を事実上強制される状況となっている。また、支援窓口での対面申請の場合にも、マイナンバーカード必携となっているため、いずれにせよ申請に際して上記カードが必要不可欠となる。 翻って本来、マイナンバーカードの取得は法律上任意であり、取得しないことを選択した市民が、公費による給付事業を利用する際に不利益を受けることは、制度の公平性の観点から大いに問題がある。 例えば、京都市に隣接する亀岡市において実施された第 8 弾かめおか応援クーポン事業等では、2026 年 2 月初旬から 3 月末の間に住民基本台帳に登録の住所に簡易書留でクーポンが郵送されたため、マイナンバーカードがなくとも給付を受けることができた。しかも京都市に比べて迅速に行われ、物価高対策として高く評価できる。京都市は、同じ京都府下の自治体として大いに見倣うべきだろう。 このように、給付事業において本人確認や支給手続を行う場合であっても、マイナンバーカードを前提としない申請方法を設けることは十分可能である。少なくとも京都市においても、市民が利用しやすい複数の（いわばハイブリッドな）申請手段を整備することが求められる。 さらに、京都市には多くの高齢者が居住しており、スマートフォンの操作、アプリの利用、電子証明書を利用した本人確認などのデジタル手続に不慣れであったり、そもそもマイナンバーカードを取得していない市民も少なくない。デジタル化を進めることをはなから否定するつもりはないが、効率性にばかり目を奪われ結果として、高齢者やデジタル機器を利用できない市民や、本来任意取得であるマイナンバーカードを取得しないという選択をした市民が給付制度から取り残されることがあっては決してならない。デジタル申請に対応した人たちが一定数いるだけでも、その分だけ効率性は図られたわけであるから、それで十分なはずである。 行政サービスは、利用できる技術、環境を持つ人だけを対象とするものではなく、全ての市民があまねく公平にアクセスできるものであるべきである。 また、本事業は市民の税金を財源として実施されるものである以上、マイナンバーカードの保有の有無によって給付を受ける機会に差が生じることは、行政の公平性及び平等な取扱いの観点から慎重に検討されるべきである。このような制度設計については、日本国憲法第 14 条が保障する法の下での平等との関係についても十分な配慮が必要であると考えます。 ついては、京都市が実施する本事業の申請方法について、マイナンバーカード（法律上任意の取得）を保有していない市民であっても公平に給付を受ける機会が保障されるよう、上記カード保有者に限定することの見直しを直ちに強く求め、以下のことを願う。 1 マイナンバーカードを保有していない市民（高齢者を含む全ての市民）でも申請可能な方法を直ちに設けること。また、上記カードを使用しない申請に係る費用が追加的に発生した場合であっても、当該方法を選択した市民に転嫁しないこと。 2 マイナンバーカードの取得が事実上の給付条件となる運用を直ちに見直すこと。 3 公費による給付事業について、デジタル手続の利用能力によって市民間に不合理な格差が生じないよう制度設計を行うこと。 4 本事業について、マイナンバーカード制度の任意性、行政の公平性及び憲法第 14 条との整合性を踏まえ、速やかに再検証し、必要な改善を直ちに行うこと。 なお、本陳情書の作成に当たっては、文章の整理及び論点の整理を目的として、生成 A I（C h a t G P T）を補助的に利用した。折角すばらしい（間接民主主義下において直接市民の声に耳を傾ける重要な、いわば現代版目安箱とでも言うべき）陳情という制度がありながら、書面作成などハードルが高いと結局は絵に描いた餅になりかねないため、このような場合にこそ、いわば能力・情報格差を埋めるべく実践的に生成 A I を活用すべきだと考えたからにはほかならない。 ただし、本陳情書に記載された内容及び陳情の趣旨は、陳情者自身の問題意識及び判断に基づくものであり、記載内容については陳情者が責任を負うものである。 なお、陳情者は、デジタル・情報法を研究する大学法学部教員であり、今回の陳情書がどのように取り扱われ議論されていくのか、その経過まで含めて著書などに書き、この問題の現状を社会に広く発信するつもりである。		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		